

自治会からのお知らせ

令和元年11月
2019年度 第6号
神和台自治会

朝夕肌寒く、暖房の恋しい季節になってきました。今年もインフルエンザや感染症の流行が気になりますね。外出から帰りましたら、手洗いうがいで予防を心がけましょう。10月は思わぬ台風で役員会が延期になり、6号が11月になりました。

役員会より

夏祭りアンケートについて

先月、全戸配布いたしました夏祭りのアンケートには、お忙しい中ご回答くださりありがとうございました。

若い世代の回答が少ないのが残念ですが、神和台住民の高齢化をも表しているのかもしれない。結果をご報告いたします。

ご回答数 372名

内訳 30～50歳代 ⇒ 88名
 60歳代以上 ⇒ 284名

夏祭りを 実施する ⇒ 153名
 実施しない ⇒ 184名
 その他の方法で ⇒ 17名

その他の方法 櫓なしの盆踊りをする
 子供会主催の行事
 バス旅行
 誰でも参加できる丁目ごとの運動会
 作品展
 季節の良い秋祭り 等々

実施する、実施しないは僅差でしたが、実施しないが上回りました。来年度以降の夏祭りの参考とします。

なお、このアンケートの結果は集会所に置いてありますので、ご自由に閲覧してください。

以上 裏へ続く⇒

自治会名簿の作成について

前回、自治会名簿を配布してから 5 年ほど経過しており、本年度に最新版を作りたいと思います。街区委員さんに各戸を回っていただき、最新の情報をお聞きしたいと思います。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

各委員会より

厚生部

11 月 3 日（日）集会所にて DVD の上映会を開催、23 名の方に参加していただきました。

この日、ふれまち文化祭と日にちが重なりましたことをお詫びいたします。来年度からはこのような日にちの重複が無いように引き継ぎます。

環境部

10 月 20 日（日）自治会の秋の大掃除には皆様ご参加くださり、ありがとうございました。

神和台の中のごみステーションの一部に、ごみ置き場の端が三角で土が入った所が数か所あります。その私有地ではない三角地帯に植物が植えられ枝葉が伸び放題になり、ゴミステーションの看板が見えにくくなった個所がありますので、枝葉を伐採させていただきました。今後もそういう個所がありましたら伐採させていただきます。ご厚意で植物を植えておられる方、ご了承ください。

お知らせ

狐の出没について

夏以降、本多聞、東多聞と親子の狐の目撃情報があり、最近神和台や総合運動公園の方でも目撃がありました。

野生の動物はいろんな病気を媒介します。噛まれる恐れもあります。可愛いからとむやみに触れないようにしてください。

東公園の花壇について

垂水建設局から認可が下りました。助成金につきましても来年度から出る予定となっています。

火遊びについて

最近 1 2 4 階段の途中で、高校生らしい数人が落ち葉に火をつけていた目撃がありました。見つけたらすぐに警察や消防などに連絡してください。

また 10 月の初めには堂山小公園内で、落ち葉などを燃やした跡も見つかりましたのでご注意ください。

回覧

愛犬家・愛猫家の皆様へ

このたび、神戸市より「人とペットが共に幸せに暮らすために」と言う冊子を頂きました。回覧いたしますのでご覧ください。

また、8月の「自治会からのお知らせ」臨時号の中で書きました愛犬家の皆様への掲載と重複しますが・・・

犬の散歩の時、中央道路や外周道路など車道を散歩されている方が見受けられます。車道は車の往来が多いので歩道を利用するようにお願いします。

また、歩道のない街区内道路では車が通るときにはリードを短めにして、犬の飛び出しが無ように気を付けてください。

神和台自治会

飼い主の責任

最期まで責任を持って飼いましょう

→ 動物管理センター、区役所健康福祉課

飼い主にはペットを勝手な都合で手放すことなく、一生適切に飼いつけていく責任があります。万が一、飼えなくなったときは、まずは周囲への相談や貼紙などによって新しい飼い主を探す努力をしてください。

動物の殺傷・虐待・遺棄は犯罪です

ペット等の愛護動物を殺傷・虐待・遺棄することは「動物の愛護及び管理に関する法律」違反として処罰の対象となります。

殺傷：みだりに殺したり傷つけたりすること
2年以下の懲役または200万円以下の罰金

虐待：十分な餌や水を与えない、病気の放置
等で衰弱させること

100万円以下の罰金

遺棄：飼えなくなった等の理由で捨てること

100万円以下の罰金

飼えなくなった犬猫の引取りは有料です

生後91日以上の子犬または猫 1頭につき **2,000円**

生後91日未満の子犬または猫 各10頭まで **2,000円**

必ず電話等による事前相談が必要です。

飼い主の勝手な都合による引取りの場合や、新しい飼い主さがしの取組みが不十分の場合などは、引取りをお断りすることがあります。

ペットが迷子になったとき

→ 動物管理センター、区役所健康福祉課、警察署

自宅付近を探しても見つからない場合は直ちに連絡してください。

日頃から、ペットが逃げ出さないように、門や戸をしっかりと閉めておきましょう。首輪や名札（犬の場合は鑑札と注射済票も）が外れそうになっていないかも確認しておきましょう。

犬の所在地や飼い主が変わったとき

→ (公社)神戸市獣医師会

変更後は上記の連絡先へ届け出てください。市外へ転出するときは転出先の市区町村へお問い合わせください。

犬や猫が死亡したとき

🐾 死体の引取り

死体は最寄りの環境局事業所で引き取ります（有料）動物専用炉で火葬しますが遺骨の返却はできません

🐾 犬の登録の抹消

→ (公社)神戸市獣医師会

犬の場合は登録を抹消するため、上記の連絡先へ届け出てください。

届出は電子申請でもできます。 [e-ひょうご](#) 🔍

ペットの飼い方、しつけ方の相談

→ 動物管理センター

🐾 獣医師によるペットの飼い方、健康相談
水曜日（午後1～4時）※祝日・年末年始を除く

🐾 専門家による犬猫のしつけ方、問題行動の相談
金曜日（午後1～4時）※祝日・年末年始を除く

🐾 定期的に「飼い犬のしつけ方教室」も実施しています。



衛生監視事務所	管轄区	電話番号
東部衛生監視事務所	東灘・灘・中央	232-4651
西部衛生監視事務所	兵庫・長田・須磨	579-2660
北衛生監視事務所	北	593-3250
垂水衛生監視事務所	垂水	708-6230
西衛生監視事務所	西	929-0550

(公社)神戸市獣医師会(全区対応可能)		
〒651-0083 中央区浜辺通4-1-23三宮ベンチャービル525号	862-1101	

区役所、支所(健康福祉課または保健福祉課)		
東灘区	841-4131(代)	長田区 579-2311(代)
灘区	843-7001(代)	須磨区 731-4341(代)
中央区	232-4411(代)	北須磨 793-1313
兵庫区	511-2111(代)	垂水区 708-5151(代)
北区	593-1111(代)	西区 929-0001(代)
北神	981-8870	

動物管理センター	741-8111
生活衛生課	322-5264
神戸市総合コールセンター	333-3330

神戸市 平成31年3月発行 神戸市保健福祉局生活衛生課

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

KOBE 〇
UNESCO City of Design

犬の飼い主の心得

登録と狂犬病予防注射を!

狂犬病は世界中で発生しており、発症すれば人も犬もほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。まん延防止には飼い犬への狂犬病予防注射が必要です。

生後91日以上の子犬には**生涯1度の登録と毎年4~6月に1回の狂犬病予防注射**

をしてください。

交付された鑑札と注射済票は、犬の首輪等に必ずつけてください。迷子になった場合でも、すぐに飼い主がわかります!



鑑札...登録をしている証



注射済票...年に1回の注射をしている証

— 交付手数料 (予防注射の料金は別にかかります) —

鑑札 3,000円 注射済票 550円

※狂犬病予防注射は全国の動物病院で受けることができます。

新規登録や注射済票の交付手続きは
郵送で申請できます

郵送申請の詳細は
神戸市ホームページで!

神戸市犬登録

(神戸市獣医師会の会員病院であればその場で登録や注射済票の交付が可能です)

犬が人にケガをさせたときは

飼い主は直ちに住所地を管轄する衛生監視事務所に届け出てください。

相手を咬んでしまった場合は、予防注射の有無に関わらず、動物病院で狂犬病鑑定を受けてください。



ご近所迷惑にならないように飼いましょう

ムダぼえをしないよう 悪臭等が発生しないよう
適切な 飼育場所を
しつけを 清潔にしま
しましょう。 しょう。



放し飼いはやめましょう

散歩の際はリード(引き綱)などに
つなぎ、飼い主がコントロールできる長さにしましょう。

注意 リードにつないでいても人を咬んでしまうなどの事故が発生しています。十分注意しましょう。

ふん尿の後始末をしましょう

ふんは持ち帰り、尿は水で流し
ましょう。おうちでトイレを済ま
せるようにするとお散歩も楽に
なります。

散歩のときに必要なもの



ビニール袋(ふんを持ち帰る)
ペットボトル(尿を流す水を入れておく)



公共の場所での放し飼い、ふんの放置は「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています!

マイクロチップのすすめ

マイクロチップは、一度体内(犬猫の場合は首の後ろの皮下)に装着すると、脱落することがないため、確実な身元証明になります。

迷子や災害等で飼い主と離ればなれになったときでも、マイクロチップの番号を照合することで、飼い主のもとに戻ってくる可能性がより高くなるなどのメリットがあります。

マイクロチップの装着は、動物病院にご相談ください。

猫の飼い主の心得



「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき、猫の飼い主は、適正に飼い、人に迷惑をかけないようにしましょう!

神戸市人と猫との共生に関するガイドライン

屋内で飼育しましょう

近隣へふん尿などによる迷惑をかける
ないよう、猫は屋内で飼いましょう。
交通事故や猫同士のケンカによるケガ、
感染症などの危険から猫を守ることも
できます。



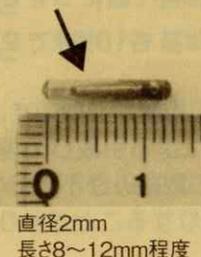
不妊去勢手術をしましょう



猫は年2~3回出産するため、すぐに
増えてしまいます。飼育できない猫
を増やさないよう不妊去勢手術を
しましょう。手術をすることで、尿の
においが薄くなる、おとなしくなるなど
の効果もあります。

名札等をつけましょう

飼い主の連絡先を書いた名札などを
つけておきましょう。万が一迷子になった
場合、飼い主のもとに戻りやすくなります。



リーダーをあてると
番号が読み取れます

